



 福岡市

農林業総合計画

令和4年度～令和8年度



はじめに

福岡市は、人口160万人超の大都市でありながら、充実した都市機能と豊かな自然環境が近接したコンパクトな都市であり、そのなかで農林業は、食べ物がおいしく、自然が近いという福岡市の魅力を支える存在です。

一方、農家戸数の減少や農林業従事者の高齢化、担い手不足などによる農地の減少や耕作放棄地の顕在化、所有者不明の森林の増加など、福岡市の農林業を取り巻く情勢は依然として厳しい状態が続いています。

国においては、今後、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための中長期的な政策指針として「みどりの食料システム戦略」が策定されました。農林業において、新たな時代に的確に対応するとともに、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。

福岡市においても新たな時代の到来に合わせて、持続可能な力強い農林業を実現し、農林業の振興に向けた取組みをしっかりと進めていく必要があります。さらに、生物多様性の保全や水源涵養機能、大気の浄化といった、本市の農林業が有する多面的機能を発揮させ、市民が安心して暮らせる、潤いと安らぎのある生活を支える役割を果たしていくことも重要です。

このような状況を踏まえ、今回新たに長期的な目標（長期ビジョン）として、農業は「食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる」、林業は「みんなで守り・楽しみ・活かす都市・ふくおかの森づくり」を定めたうえで、今後5年間の農林業振興の方向性を示した「福岡市農林業総合計画（令和4年度～令和8年度）」を策定いたしました。

今後はこの目標の実現に向け、市民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら積極的に施策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、計画の策定にあたりご審議をいただいた福岡市農林業振興審議会の委員の皆さまをはじめ、パブリック・コメントにご意見をいただいた市民の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

福岡市長 高島 宗一郎



目 次

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間（目標年次）	2

第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢	3
第2章 福岡市農業の現状と課題	
第1節 前計画の総括	5
第2節 現状と課題	6
第3章 基本方向	
第1節 長期的な目標（長期ビジョン）	10
第2節 計画の目標（5年間）	11
第3節 振興方向（5年間）	12
第4章 振興施策	
第1節 施策の体系	13
第2節 施策の実施方針・重点施策	14
第3節 5年後の目標	22
第4節 作目別の振興方向	25
第5節 地域別（農業振興地域が指定された地域）	30

第3部 林業

第1章 森林・林業を取り巻く情勢	34
第2章 福岡市森林・林業の現状と課題	
第1節 前計画の総括	36
第2節 現状と課題	37
第3章 基本方向	
第1節 福岡市の森の将来像（長期ビジョン）	40
第2節 計画の目標（5年間）	48
第3節 振興方向（5年間）	49
第4章 振興施策	
第1節 施策の体系	50
第2節 施策の実施方針・重点施策	51
第3節 5年後の目標	55

資料編

第1 福岡市農林業総合計画（平成29年度～令和3年度） における5年後の目標の進捗状況	58
第2 福岡市農業の動向と現状	64
第3 福岡市林業の動向と現状	74
第4 市政に関する意識調査結果概要	78
第5 第9次福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査（令和2年度）結果概要	89
第6 福岡市農家意識調査結果概要（令和2年度）	90
第7 用語の解説	93
第8 福岡市農林業総合計画に対するパブリック・コメント実施結果	97
第9 福岡市農林業総合計画策定までの経過	99

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

福岡市では、人口160万人超の大消費地を擁する特性を活かし、野菜や花きを主体とした都市型農業が営まれ、市民に新鮮で安全な農産物を提供しています。福岡市の農林業は、食べ物がおいしく、自然が近いという福岡市の魅力を支え、観光都市福岡の集客に大いに貢献しています。農地や森林は、生物多様性や生態系の保全、洪水防止機能、水質浄化などの水源涵養機能^{かん}、防災空間の確保、大気の浄化、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、市民に潤いと安らぎをもたらしています。

平成29年3月に策定した「福岡市農林業総合計画（平成29年度～令和3年度）」に基づき、農林業施策を展開していますが、農家戸数の減少や農林業従事者の高齢化、担い手不足などによる農地の減少や耕作放棄地の顕在化、所有者不明の森林の増加など、農林業を取り巻く情勢は依然として厳しい状態が続いています。

国においては、国民生活に不可欠な食料を将来にわたって安定的に供給するとともに、食料自給率の向上を図るため、また、林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現のため、様々な施策を展開しています。一方で、ロボットやAI・IoTといったイノベーション（技術革新）や、TPP等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、さらに、持続可能な開発目標（SDGs）やカーボンニュートラルに対する国内外の関心の高まりなど、農林業が新たな時代を迎えています。

新たな時代の到来にあわせて、福岡市においても持続可能な力強い農林業を実現していかなければなりません。そのためには農林業所得の向上を図ることは重要な課題であり、農林業の振興に向けた取組みをしっかりと進めていく必要があります。

こうした情勢の変化や福岡市農林業の現況と課題を踏まえ、福岡市農林業振興の指針となる計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 福岡市農林業振興のための施策・事業実施の総合的な指針とします。

今後の農林業振興施策を計画的、総合的に実施していくための指針とし、予算の編成・執行にあたっては、この計画を基本として施策・事業の推進を図ります。

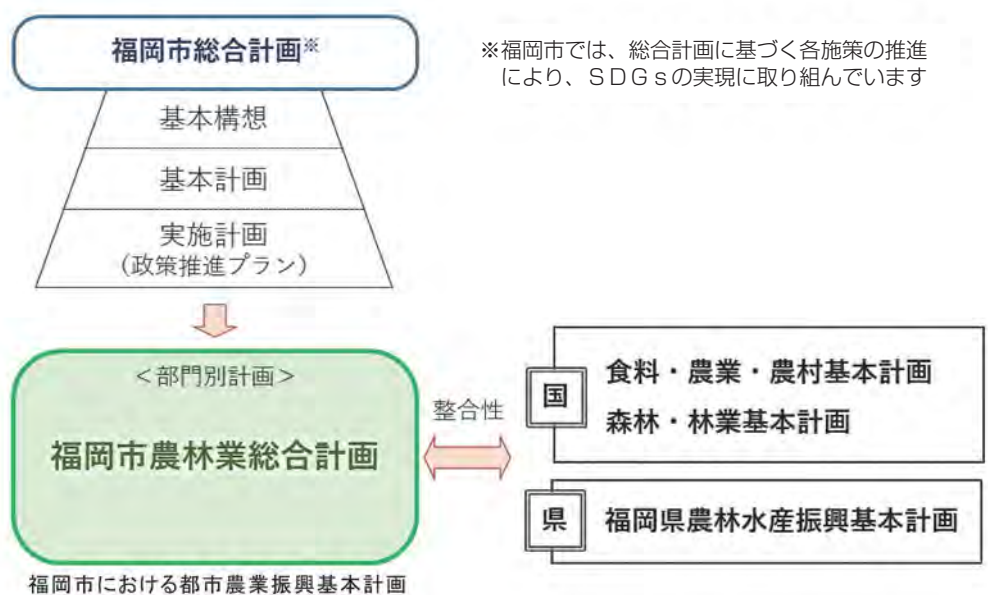
(2) 国及び県等の農林業振興に関する計画と整合性のあるものとします。

国の「食料・農業・農村基本計画」及び「森林・林業基本計画」、県の「福岡県農林水産振興基本計画」など農林業振興に係る諸計画との整合性に留意し、策定するものとします。

(3) 福岡市基本計画の農林業振興における部門別計画とします。

福岡市の基本構想・基本計画に基づく福岡市農林業振興の部門別計画とし、福岡市の他の部門別計画との連携を図ります。

(4) 「^ちふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策の推進を図るものとします。



第3節 計画期間（目標年次）

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年とします。

第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢

(1) 社会情勢や市民意識の変化

我が国においては、少子高齢化・人口減少により消費が減少する中、単身世帯や共働き世帯の増加等、社会構造の変化を反映した食の外部化が進展し、加工食品や総菜といった中食への消費者ニーズの高まりが今後見込まれています。一方で、ICTの利用拡大に伴うインターネットを介した商取引による食品購入の増加や、コロナ禍の状況に対応した新たなライフスタイルの確立など、経済社会に大きな波が押し寄せています。そうした中、食の安全への意識や健康に関する意識の高まりもあり、安全で新鮮な農畜産物の提供が期待されています。

また、定年退職を契機とした農村への定住志向の高まりや、都会の生活を見直し、都市と農村を行き交う生活スタイルの実践など、農村の持つ価値や魅力が見直されています。

(2) 農業の置かれた状況

全国的に農業従事者の減少・高齢化が続いています。年齢階層別にみると65歳以上が7割を占めるなど著しくアンバランスな構成になっており、今後も、高齢農業者のリタイアが増加することが見込まれます。特に、農村地域の人口減少・高齢化は著しく、農道や水路の維持補修等の地域における活動の継続が困難となり、農業生産の停滞や地域コミュニティ・集落機能の低下にまでつながるなど、後継者や新規就農者の確保・定着が喫緊の課題となっています。このような状況のもと、耕作放棄地が増加し、農業・農村が持つ多面的機能も低下しています。

農地については全国的に耕地面積が減少しており、また耕作放棄地も増加しているため担い手への農地集積を進めていますが、集積率は近年横ばいで推移しています。

また、近年の地球温暖化の影響による集中豪雨の多発化や極端な少雨など、異常気象の影響が農業被害のリスクを高めています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベント等の自粛や、外国からの渡航者に対する入国制限、飲食店への営業時間の短縮要請等により、農林水産業・食品産業は深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面しています。

(3) 国の動き

国においては、人口減少に伴う国内マーケットの縮小や、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、グローバル化の一層の進展、頻発する自然災害、新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面しています。

令和2年3月には、今後10年間の農政の指針となる、新たな「食料・農業・農村基本計画」を決定しました。将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給するため、食料自給率目標としてカロリーベース45%、生産額ベース75%に設定し、食料自給率の向上と食料安全保障の

確立を図るための講ずべき施策を示しました。

また、国外では、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定により、世界において巨大な市場を構築することから、新型コロナウイルス感染症危機への対応の視点を加え、令和2年12月、TPP等の各協定を最大限に活用するための政策を整理した「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂しました。

令和3年5月には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。SDGs達成に向けた取組みが加速化する中、食料・農林水産業においても的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。

みどりの食料システム戦略（令和3年5月 農林水産省）

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組みとカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

具体的な取組み

- 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- イノベーション等による持続的生産体制の構築
- ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
- 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進
- 食料システムを支える持続可能な農山漁村の創造
- サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携
- カーボンニュートラルに向けた森林・木材のフル活用によるCO2吸収と固定の最大化

第2章 福岡市農業の現状と課題

第1節 前計画の総括

前計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）では、農業分野の目標として「農業所得の向上と都市型農業の多面的機能の発揮」を掲げ、重点施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

「農業所得の向上」については、調査の結果330万8千円（令和2年度）であり、初期値294万5千円よりも5年間で約36万円増加していますが、目標額の350万円には達していません。引き続き農業所得の向上を図るため、今後も農業分野における指標として取り組む必要があります。

「農業経営の安定と生産性の向上」における「担い手への農地集積」については、ほぼ横ばいで推移しています。また、「認定農業者数」は、農業経営の規模縮小などにより、件数は維持にとどまり増加していません。

魅力ある農産物と新たな価値の創造における「市内産農畜産物を使用した加工品数」については目標を上回りましたが、加工品数の増加を、今後、農業所得の向上にどのようにつなげていくかが重要との意見をいただいております。

「多様な担い手の確保・育成」、「生産緑地指定面積」、「耕作放棄地面積」については、目標値を達成し、また、「農への理解促進と消費拡大」については初期値よりも増加・向上していますが、担い手の確保・育成については、農業従事者が減少し、高齢化が進む中、福岡市の農業振興において今後も重要な課題となるのではないかと意見をいただいております。

「農との交流促進」においては、コロナ禍の影響により令和2年度の「ふれあい施設の利用者数」は減少していますが、依然として多くの人に利用されています。今後も引き続き市民への情報提供・発信に努めていくことが必要です。

「福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合」は73.7%と関心も高まりつつありますが、今後さらに市民への情報提供・発信に努め、割合を向上させることが必要です。

結果としては、令和2年度の実績と比較すると、コロナ禍による影響もありますが、数値目標に掲げた23項目のうち、「新規就農者数」や「市内産農畜産物を使用した加工品開発」など6項目については目標を達成しました。

（資料編 第1 福岡市農林業総合計画（平成29年度～令和3年度）における5年後の目標の進捗状況 参照）

第2節 現状と課題

（1）農業の担い手

福岡市における農家戸数、農業従事者数は依然として減少しており、また、農業経営主の平均年齢は平成26年度に70歳、令和元年度には72歳を超えており、農業従事者の高齢化が年々進んでいます。

このような状況の中、福岡市では、「都会に近い、農業」を体現する若手農業者の活動を支援する等、地域農業の担い手の育成を図るとともに、将来にわたって福岡市の農業を支える新規就農者の確保に努めています。以前よりも新規就農者数は増加傾向で推移していますが、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業従事者数の減少幅が大きいいため、全体の数としては減少傾向にあります。

地域の農地を守る取組みのひとつとして期待される受託組織（受託料を収受し、農作業の全部又は一部を行う組織）など、地域における組織づくりはあまり進んでいない状況です。

このため、地域農業の中心となる担い手だけでなく、受託組織などの組織づくりへの支援や、法人等による参入を促すなど、多様な担い手の確保に向けた取組みを支援していく必要があります。

（2）農業経営

福岡市内における農業経営については小規模農家が多いことから、福岡市では小規模な農地で高収益を得ることができる施設園芸など、野菜・花きを中心とした都市型農業を推進しています。

国においては、担い手への農地の集積による大規模化、6次産業化や輸出の促進等による農業の活性化を推進していますが、福岡市においては、大規模化や集約化が困難な農地が多い状況にあり、また加工品開発や販売まで行える農家は限定的です。

このため、小規模で高収益を得ることができる施設園芸農業の拡大・充実や、早良区・西区など規模拡大が可能な地域における担い手への農地の集積・集約化などの施策の推進が必要です。また、地産地消を推進し、市内産農畜産物の消費拡大を図るとともに、6次産業化による新商品開発・ブランド化の推進など、農家の経営安定や農業所得の向上のための支援を充実していく必要があります。

新商品の開発の場面等、農業経営において女性の役割は重要です。女性の役割も増えていますが、活躍するにはまだまだ不十分な環境と考えており、より働きやすい環境の整備が必要です。

効率的な農業経営を実践するため、生産現場でのAI・IoT等を活用したスマート農業の導入に向けた実証実験において、生産性の向上の効果があがっており、今後、普及に向けた支援を行うことが重要です。

また、障がい者施設と連携し、障がい者等の農業分野での就労等を促す「農福連携」を推進させるため、農家と福祉事業所とのマッチングに取り組み、令和2年度に1件成立しました。農家の人手不足の解消を図る方法のひとつとして、今後も継続して取り組むことが必要です。

有害鳥獣による農産物被害については、農地への侵入防止柵設置等の対策により被害額そのもの

は減少傾向にあるものの、農業経営に損失をもたらす被害は依然として生じていることから、継続して対策を行う必要があります。特にイノシシについては、捕獲従事者の負担軽減やICT・IoTの活用による捕獲活動の促進、出沒しにくい環境づくりなどの対策を推進しており、今後も地域と協力しながら取組みを進める必要があります。

（3）農畜産物供給

福岡市の農業生産額は農業従事者の減少や高齢化が進む中、一定程度維持できていますが、今後も市民に安定的に農畜産物を供給していくためには、安定的な生産・出荷を推進していく必要があります。

米については、国が策定する需給の見直し等を踏まえ、生産者や集荷業者等が中心となって需要に応じた主食用米の生産に取り組むとともに、水田の有効活用により麦や飼料用米等の生産・利用の拡大を行っていく必要があります。

また、畜産については、肉用子牛や配合飼料の価格が高値で推移するなど厳しい状況にあり、生産性の向上や生産コストの縮減を進めることが重要です。

さらに、食に対する安全・安心志向の高まりにあわせて、農薬使用基準の遵守や残留農薬検査の実施による安全性・品質管理の向上等を徹底していくことが求められています。

身近な農産物への市民の関心も高くなっていることから、学校給食への市内産農産物の活用推進など、地産地消・食育推進の取組みを充実していく必要があります。

（4）農地等の保全・活用

福岡市においては、全体として農地が年々減少していますが、特に利用効率の悪い中山間地を始め、不耕作地や耕作放棄地が増える傾向にあり、これまで以上に農業委員会と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化と農地の流動化、耕作放棄地の未然防止に取り組む必要があります。

また、ため池や井堰等の農業用施設については、施設の老朽化が進むとともに、農業従事者の減少や高齢化等により管理が困難になっており、機能保全のための適切な維持管理が必要となっています。

さらに、農業用施設による災害を防止するため、集中豪雨時に人的被害を与える恐れがある市街地のため池等、緊急性の高いものから整備していく必要があります。

（5）環境への配慮

近年の地球温暖化の影響による集中豪雨の多発化など、異常気象の影響による農業被害のリスクが高まっており、大規模自然災害や温暖化を契機とした環境を重視する動きが加速しています。農業分野においても、この状況に的確に対応した持続可能な農業の推進が求められています。

また、食に対する安全・安心志向の高まりにあわせて農薬や肥料の適正な使用やデータに基づく土づくり等の環境保全型農業を進める農家への支援を図るとともに、農業資材のグリーン化など資源の循環利用を図る取組み等も推進していく必要があります。

（6）農村地域の活性化

福岡市の農村地域では、若者の都市部への転出等による人口減少や、後継者不足、高齢化が進むなど、農業を担う生産者の減少・高齢化の進行は、農地の維持が困難となり、生産基盤の脆弱化とコミュニティの衰退を招きます。

福岡市では市街化調整区域の活性化に向けた取組みを行っており、一定の要件を満たす指定既存集落内において、住宅を中心とする小規模な建築物を地域外の人も建築可能とする制度を設け、運用しています。

様々な制度を活用しながら、地元の農畜産物や地域資源を活かした農村地域の振興に取り組むとともにコミュニティの活性化を図る必要があります。

（7）農業への理解

健康志向の高まりや、食の安全を脅かす事例がみられることから、農畜産物の安全性や市内産農産物に関する市民の関心が高くなっています。

農業の果たす役割について、市民の理解をより促進するには、生産から出荷・販売に至るまでの一連の活動をよく知っていただく必要があります。

直売所においては、生産者の情報提供を行い生産者と消費者を結び付ける取組みを実施しており、新鮮で安全・安心な農産物を求める消費者による直売所利用は増加傾向にあります。

また、市民の農業や農作業体験への関心は高く、市民農園や農業体験の場の提供に対する需要は高まっています。このため、野菜の収穫体験やイベントのような生産者と消費者が交流できる取組みを推進すること等により、市民の農業への理解促進に努めていく必要があります。

（8）多面的機能の発揮

農業や農地は、安全で安心な農産物の提供だけではなく、自然環境保全や洪水防止などの国土保全機能、生物多様性保全、安らぎや癒しを与える場の提供、さらには、自然や農作業等の体験を通じた教育・レクリエーションの場の提供など、市民の生活を支える重要な役割を担っています。

農業が果たす多面的機能に対する理解を市民に深めてもらうとともに、市民が将来にわたって多面的機能を享受できるよう、この機能を維持していくための取組みを、農地や良好な農村環境の保全といった環境への配慮を強く意識しながら、推進していく必要があります。

第3章 基本方向

第1節 長期的な目標（長期ビジョン）

福岡市における農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の発生など厳しい状況が続いています。持続可能な力強い農業を実現し、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物を提供するとともに、農業・農地が持つ自然環境の保全や市民に安らぎや癒しを与えるなどの多面的機能を将来にわたって発揮できるように取り組んでいく必要があります。

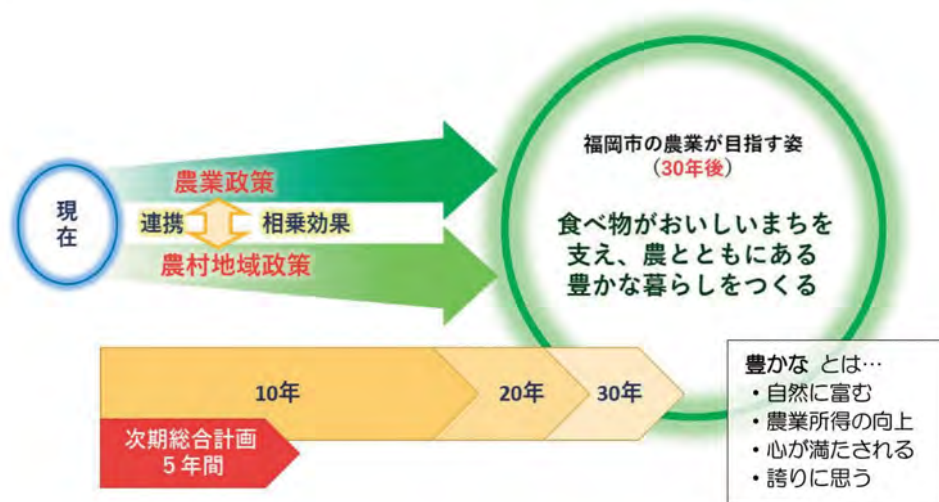
この実現に向けて、福岡市の農業における長期的な目標を設定します。農業経営主としての平均的な従事期間は概ね30年といわれていることから、次の世代に、どのような農業を残していくのか、どのような福岡市の農業であって欲しいかとの視点に立脚し、「30年後」の福岡市の農業が目指す姿を、本計画では長期的な目標（長期ビジョン）として定めます。

福岡市は、恵まれた自然環境を持ち、豊かな食文化が育まれている都市です。市政に関する意識調査においても、特に「新鮮でおいしい食べ物の豊富さ」に対する満足度は高く、農業は福岡市の魅力向上に大きく貢献しています。30年後も、そのような福岡市であって欲しい、将来にわたって、そういうまちを支える農業であって欲しい、と考えています。

また、福岡市は、都市部と周辺の海や山など自然豊かな地域とが近接した、コンパクトな都市構造をしています。身近なところで農業が営まれている福岡市の特性を活かし、農とともにある豊かな暮らしを創出する、そのような農業を目指したいと考えています。

こうした観点を基に、30年後の「福岡市の農業が目指す姿」として、『**食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる**』とします。

ここでの「豊かな」という言葉については、自然に富んでいること、農業所得の向上、心が満たされる、誇りに思う、そういった、農業者だけでなく、福岡市に住む人、訪れる人、みんなにもたらす豊かさを表しています。



こうした30年後の福岡市の農業が目指す姿の実現に向けて、今後10年間の施策の方向性として、人材や農地・施設等へ支援する「農業政策」と、農業の持続的な発展の基盤となる農村地域の活性化を図る「農村地域政策」、この2つを車の両輪とし、施策を推進します。

農業政策として、ハード面の施策である「持続できる強い農業の推進」と、ソフト面の施策である「農畜産物の安定的な供給の確保」に取り組むとともに、農業を支える基盤となる農村地域政策として、「農村地域の振興、農と都市との共生」に取り組みます。

そして、農業政策と農村地域政策が連携し、相乗効果を生み出すことにより、福岡市の農業が目指す姿の実現に近づけていきます。

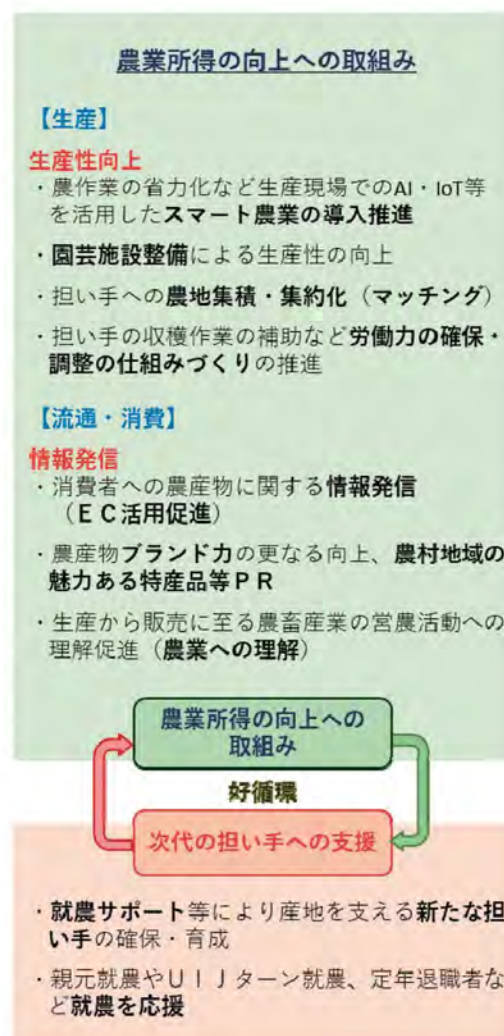


第2節 計画の目標（5年間）

前計画において「農業所得の向上」を目標として掲げておりますが、本計画においても、引き続き、重要な課題として取り組む必要があります。農業所得の向上を図るにあたっては、生産の面では、スマート農業の導入推進などにより生産性向上を図るとともに、流通・消費の面では、消費者への農産物に関する情報発信を行うことにより、農業への理解を深めていくことが重要です。

こうした農業所得の向上に向けた取り組みにより、新たな担い手の確保・育成や農家子弟による親元就農など、次の代の担い手への支援へとつながっていき、この担い手が農業所得の向上に更に取り組むといった繰り返しにより、好循環が生み出されます。

30年後の目指す姿、今後10年の施策の方向性を踏まえ、本計画（5年間）の目標を『意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化』とします。



第3節 振興方向（5年間）

本計画（5年間）の目標「意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化」に向けて、6つの施策の方向性に基づき施策を展開します。

（1）多様な担い手の確保と育成

新規就農者や、生産性の向上や規模拡大を図る意欲ある担い手を支援するとともに、女性農業者への支援や、農福連携の推進など、多様な担い手の確保・育成を行います。市が実施した農家意識調査においても、今後力を入れていきたい取組みとして上位3項目のひとつに「後継者の育成・技術の継承」が挙げられており、担い手の確保と育成は重要な課題です。

（2）農地の保全と生産基盤の整備

農業の生産基盤の整備を行うとともに、農地の保全や農業用施設の維持活用に努めます。また、生産現場における環境負荷低減に向けた取組みに努めるとともに、化石エネルギー使用量の削減を図るなど、農産物の生産プロセスにおける脱炭素化を目指します。十分に活用されていない農地の利用促進に努めるとともに、農地の集積・集約化を図ります。

（3）消費拡大、地産地消の促進

市内産農畜産物の消費拡大、地産地消を推進し、6次産業化・ブランド化に取り組む農業者を支援します。また、「ふくおかさん家のうまか^ちもん条例」に関連する施策推進を図ります。

（4）食の安全と食育の推進

学校給食への活用など様々な市内産食材の利用を図りつつ、生産現場の安全管理の啓発や食育を推進します。

（5）地域の特性を活かした魅力ある農村づくり

農村は、市民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業が営まれ、多様な地域住民が生活する場であり、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。農業の持続的発展の基盤的役割を果たす「農村」の活性化に寄与する活動を支援します。

（6）農と都市の交流促進

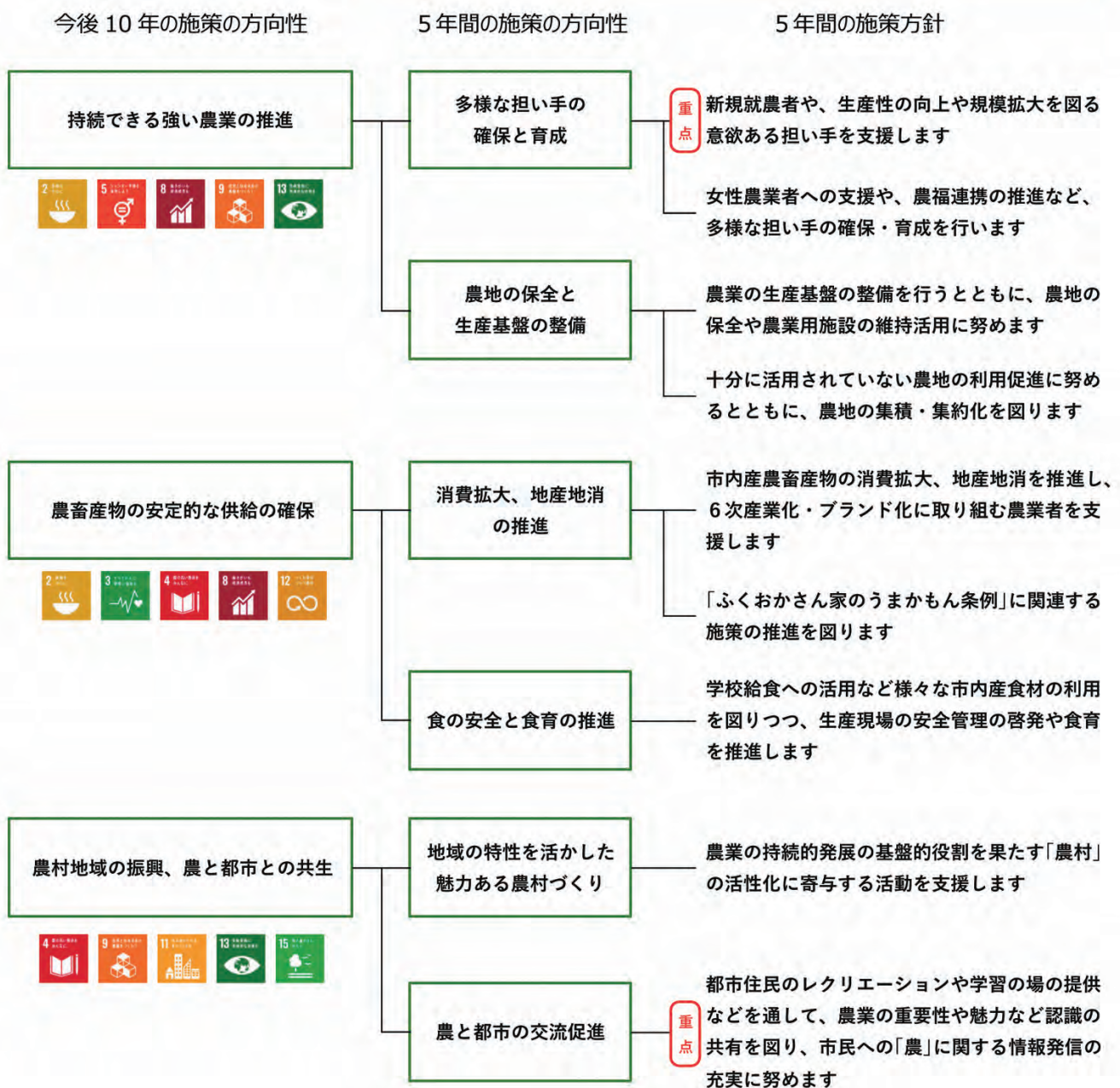
農と都市が交流を促進していくことにより、農への理解を深めていくことが重要です。都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます。

第4章 振興施策

第1節 施策の体系

【 長期的な目標（30 年後） 】 食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる

【 目標（5 年間） 】 意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化



第2節 施策の実施方針・重点施策

1 持続できる強い農業の推進

（1）多様な担い手の確保と育成



重点

施策① 新規就農者や、生産性の向上や規模拡大を図る意欲ある担い手を支援します

現在の福岡市の農業を支える意欲ある担い手を中心に支援を行うとともに、将来にわたって農業を支える新規就農者について、親元就農はもとより、UIJ ターン就農、定年退職者など幅広い人材を含めて「次代の担い手」として確保・育成を図ります。

新たに就農を希望する者に対しては、就農・営農定着まで一貫した取組みを実施するため、農業委員会や JA 等の関係機関と連携のもと、国事業などの活用や農地、農業技術等の情報提供を行い、新規就農時の負担軽減と早期の経営安定に向けた取組みを支援します。

生産性の向上や規模拡大を図る意欲がある農業者のニーズに応じて、AI・IoT など先端技術の活用を支援するとともに、作業の効率化・省力化の促進により、農業経営のさらなる規模拡大と担い手による農地の保全を推進し、農業振興に努めます。

【主な施策・取組み】

・スマート農業推進

生産現場でのスマート農業実装に伴う効果を検証。活用におけるメリット等を PR するとともに、新たな技術への取組みを進めることにより、本市農業のデジタル化を推進し、生産性の向上を図る

・新規就農スタートアップ支援

新規就農者や農家後継者の就農時の負担軽減のため、農業用機械・施設整備等の初期投資に係る経費の助成を行い、早期の経営安定を図る

・就農応援

就農希望者を対象に就農相談・支援や研修を実施し、新たな担い手を確保・育成



ドローンを活用した農地状況調査



スマート農業ワークショップ



いちごの農業研修

施策② 女性農業者への支援や、農福連携の推進など、多様な担い手の確保・育成を行います

農業従事者が減少傾向にある中、農業・農村の持続的な発展のためには、多様な人材の確保や育成が急務です。

福岡市では、女性農業者の農業経営への積極的な参画を推進していくため、農業技術や知識の習得、農業経営力の向上、女性農業者同士のネットワーク構築など、各種研修会や活動組織の支援等を通して、働きやすい環境の整備の推進に努めます。

また、生産現場での労働力不足の解消や農業者の負担軽減を図るため、JA等の関係機関と連携し、農業に関心や興味を持つ市民と労働力を求める農家とを結びつけるマッチングを行い、農業経営の安定化とともに、将来の福岡市農業の担い手への誘導を図ります。

さらに、農家の人手不足の解消を図るには、農業以外の分野との連携も必要です。障がい者施設等との連携により、障がい者等が農業分野で就労する農福連携に取り組み、福祉事業所等と農家とのマッチングを推進することにより、農業生産の拡大や農地の適正管理を図るとともに、障がい者等の活躍の場の創出を図ります。

各地域における農業経営を発展させていくため、農業経営の組織づくりへの支援が必要です。農業機械の共同利用や生産から販売までの共同化など、集落等のまとまりのある農家が共同して生産活動を行う「集落営農」等の組織づくりに対して支援を行い、安定した農業経営体の育成を目指します。

【主な施策・取組み】

・農福連携推進

農地の適正管理、農業生産の拡大及び障がい者等の活躍の場を創出するため、障がい者施設と連携し、障がい者等の農業分野での就農を促進

・農業女子チャレンジ応援

市内で活躍する女性農業者から営農・加工・販売等について直接指導を受ける機会を提供し、女性農業者の掘り起こしや育成を図る

・農の応援

農家の人手不足解消のための雇用促進事業を実施



農業女子インターンシップ

（2）農地の保全と生産基盤の整備

施策③ 農業の生産基盤の整備を行うとともに、農地の保全や農業用施設の維持活用に努めます

福岡市内の農地は減少傾向にあります。生産基盤である農地・農道の維持はとても重要です。農業の生産性向上や農地の多面的機能の発揮のため、生産基盤である農地の保全を図ります。市街化区域においては、緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する生産緑地制度を活用し、都市農地の保全に努めます。

また、野菜や花きを中心とする都市型農業を推進するには園芸施設の整備が不可欠です。高品質な農産物の生産基盤の強化を図るため、園芸施設の整備による生産性の向上に取り組むとともに、耐用年数を経過する施設については、改修・補強による施設の長寿命化に努めます。

ため池や井堰等の老朽化に伴う被害の未然防止や農業経営の安定を図るため、施設の点検や改良など適切な維持管理に努めます。また、ため池が決壊した場合に人的被害を与える恐れのある「防災重点農業用ため池」については、安全性を向上させる目的で、防災対策のための現況調査や応急対策として洪水吐改修を行うとともに、緊急時の避難行動につなげるハザードマップを作成します。さらに、受益が減少したため池については、代替水源を確保するなどして用途廃止等を推進します。

国が持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定したことを踏まえ、福岡市の農業分野においても、地球にやさしい、環境と調和した持続できる農業の推進を図るため、農業資材のグリーン化や資材の再利用など資源の循環利用を図る取り組みを進めるとともに、将来の温室効果ガス削減に向けて、ヒートポンプ等の省エネ型施設園芸設備の導入や、農業機械の電化等による化石エネルギー使用量の削減を図るなど、農産物の生産プロセスにおける脱炭素化を目指します。



ハウス栽培（トマト）

【主な施策・取り組み】

・園芸産地育成事業

高品質の農産物の生産基盤を確立し、栽培作業の省力化・効率化を推進

・農業資材のグリーン化

生分解性マルチ等の新素材の導入を図る等、生産現場における環境負荷低減に向けた取組みに努める



生産緑地地区（博多区）

・農業用施設の維持管理と防災・浸水対策

農業用施設は、自然環境の保全や災害の防止などの多面的な機能を持つ。農業者の減少や高齢化等により管理が困難な施設の機能保全のために必要な施設の維持管理を実施

・防災重点農業用ため池対策

防災重点農業用ため池の安全性を向上させる目的で、防災対策の現況調査や応急対策として洪水吐改修を行うとともに、

に、受益が減少したため池については、代替水源を確保するなどして用途廃止等を進める

※防災重点農業用ため池とは、ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池で、県が指定



防災重点農業用ため池（東区）

施策④ 十分に活用されていない農地の利用促進に努めるとともに、農地の集積・集約化を図ります

農業従事者の減少に伴い、活用されていない農地が増加していることから、耕作放棄地の未然防止とともに、農業生産の基盤である農地の流動化と集積・集約化を図ることが必要ですが、集落内で活用されていない農地を引き受けるには、担い手が不足する等、集落内での解決が困難な状況にあります。

生産基盤である農地の有効活用を図るため、農業委員会等の関係機関と連携し、高齢化や後継者がいないため農地が活用されていない農家の情報を把握し、農地を求める担い手・新規就農者と農地とのマッチングを推進します。また、農業委員会や農地中間管理機構等の関係機関と連携し、農地の流動化を促すとともに集積・集約化を図ります。

耕作放棄地を借りる農業者に対し、再生作業に要する経費の一部を支援する等、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた対策を推進します。また、現に森林原野化し農地として再生利用が著しく困難な耕作放棄地については、非農地判断も含め、農業委員会と連携し、農地の適正管理に努めます。

平坦な農地と比べて農地の集積が難しい中山間地域の農地の活用については、地域の特色や特産を活かした農業のあり方も含めて検討します。

【主な施策・取組み】

・耕作放棄地対策

耕作放棄地を借りる農業者（再生利用者）に対し、再生作業等に要する経費等を支援

・貸し手と借り手のマッチングによる活用促進

耕作放棄地を含む農地情報をホームページ等で公開。就農希望者等とのマッチングを促進



耕作放棄地の再生前



耕作放棄地の再生後

2 農畜産物の安定的な供給の確保

（1）消費拡大、地産地消の推進



施策⑤ 市内産農畜産物の消費拡大、地産地消を推進し、6次産業化・ブランド化に取り組む農業者を支援します

施策⑥ 「ふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策の推進を図ります

人口160万人を超える大消費地を抱える強みを活かした都市型農業を推進しており、地産地消の取組みを強化し消費拡大を図ります。消費拡大を図るにあたっては、市内で生産される農畜産物の品目や生産過程、生産時期等について、市民の皆様にもっと知っていただくため、市内産農産物に関する情報発信に努めます。

また、市内産農畜産物の加工品開発や付加価値向上を図るため、6次産業化やブランド化に取り組む農業者等を支援していくとともに、特産品のPRによる販路拡大に努めます。

農業者の販路拡大にあたっては、その手段として電子商取引（EC）の活用を促進し、消費者への農畜産物に関する情報発信を直接行うとともに消費拡大に取り組みます。

「ふくおかさん家のうまかもん条例」に基づき、関係局や関係団体と連携し、市内で生産された農畜産物及びその加工品を利用する事業者を支援し、地産地消を推進することで、市内産農畜産物の需要喚起と生産拡大を図ります。



【主な施策・取組み】

・EC活用推進

生産現場でのEC活用の早期の普及拡大を図り、市内産農産物の購入機会を市民へ提供するとともに、農家の販路拡大による所得向上、新たなチャレンジに取り組む農家の創出を促進

・農産物ブランド創出・販路拡大

市内産農畜産物の加工品開発や付加価値向上への支援及び国内外へのPRによる販路拡大に取り組む、農業者の所得向上及び農山村地域の活性化を図る

・「ふくおかさん家のうまかもん」事業者認定

市内産農林水産物及びその加工食品等を提供・販売する事業者を認定。ホームページでの紹介やPRグッズ交付等を支援し、地産地消の機運の醸成、市内産の生産・消費の拡大を図る



志賀島の特産品を使った佃煮



脇山の特産品を使ったジェラート



ふくおかさん家のうまかもん PR

（2）食の安全と食育の推進

施策⑦ 学校給食への活用など様々な市内産食材の利用を図りつつ、生産現場の安全管理の啓発や食育を推進します

市内産食材に関する情報を周知することが大切です。生産現場から出荷・販売に至るまでの安全管理に如何に取り組んでいるかあまり知られていないことから、食の安全への不安解消を図るとともに市内産食材の利用促進に向けた、市民が理解しやすい食農教育を行うことが必要です。

学校給食への活用推進を通じた市内産農畜産物への理解と、食と農の体験教室や学童菜園、花育体験教室などを通じた農業への理解につながる取組みを推進します。また、福岡市の農業を成長発展させ、市民の農業への理解と関心を高めるため、農林水産まつりの実施や各区や関係部局とも連携した施策を展開します。

食の安全・安心に向けた取組みとして、出荷前残留農薬検査による農薬使用基準の遵守に向けた啓発や、生産履歴記帳の徹底による農業生産工程管理（GAP）の取組みなどを進めます。また、福岡市では農薬の使用量・環境負荷等を低減した米作りを関係団体と連携して進めています。国が策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、今後、有機農業を進めていくにあたっては、地域の実情や農業者の意向に配慮しながら、有機農業に取り組む面積の拡大が図られるよう農業者の理解促進に努めます。なお、福岡市中央卸売市場の「ベジフルスタジアム」において定温卸売場の充実によるコールドチェーンの確立、「食肉市場」において食品安全マネジメントシステムであるISO22000の認証取得により、新鮮で安全な野菜や食肉等を、市民へ安定的に供給しています。

【主な施策・取組み】

・学校給食の活用

学校給食における地産地消を推進し、市内産農畜産物の安定的な供給を図る

・出荷前残留農薬検査

農薬使用基準の遵守に向けた取組みの啓発を行い、食の安全・安心に向けた取組みを推進

・GAP（Good Agricultural Practices）

農業生産工程管理を推進し、食の安全・安心に向けた取組みを図る



学童菜園



花育推進事業

3 農村地域の振興、農と都市との共生

（1）地域の特性を活かした魅力ある農村づくり



施策⑧ 農業の持続的発展の基盤的役割を果たす「農村」の活性化に寄与する活動を支援します

市民が農業や農村の魅力に触れる機会や、農村地域の情報を市民へ提供する機会はまだ多く、そのような場をつくる必要があります。

都市と農業の距離が近い福岡市においては、専業に限らず、働きながら農業を営む兼業が可能であることから、UIJ ターン就農や半農半Xといった形態による農業のかかわり方、多様なライフスタイルが実践されています。このような農業への取り組み方も踏まえ、独自のライフスタイルとしての農業を実践する農業者によるイベントや SNS を通じた情報発信等を促すとともに、農村地域を支えるコミュニティの活性化につながる「福岡市ならではの農業」について新たに検討します。また、農業従事者数の増加や地域コミュニティの維持を図るためには、農村地域に多様な人が住み続けられるための条件整備が必要であることから、農業の多面的機能を発揮させるための農村地域における環境負荷低減を踏まえた新たな取組みを考えてまいります。

志賀島や北崎など農山漁村地域の農業振興を支援するとともに、人口減少や高齢化などの課題を抱える市街化調整区域の活性化を図るため、福岡市の農山漁村地域の中で指定された地域※では、生産者以外が営む農業体験・交流施設や直売所等の施設の設置も可能であることから、地域の農業振興の観点を踏まえた土地利用規制緩和制度の活用について研究します。また、新規就農者が地域に根差す農業を実践するにあたり、農業振興地域内における貸出可能な住居が少ない状況にあることから、関係局と連携して空き家と農地の情報収集を行う等、新規就農者の定住化と営農定着に向けた支援に努めます。

※指定地域（8 校区）【東区】志賀島、勝馬【早良区】脇山、内野、曲渕【西区】北崎、今津、能古

【主な施策・取組み】

・農村力発信・発見事業

農山漁村地域（志賀島・北崎等）の農業の振興や活性化を支援

・多様なライフスタイルの実現

福岡市ならではの農業の取り組み方や農とのかかわり方などを踏まえ、今後の福岡市での農業者のあり方を研究していく

・鳥獣害防止総合対策

被害防止に向けた各種対策を行う

・畜産環境整備

生産性や収益性の向上とともに、環境汚染の防止等を図る

（2）農と都市の交流促進

重点

施策⑨ 都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます

農業や農地は、安全で安心な農産物の提供だけではなく、自然環境保全や洪水防止などの国土保全機能、生物多様性の保全、安らぎや癒しを与える場の提供、さらには、自然や農作業等の体験を通じた教育・レクリエーションの場の提供など、農産物を供給する以外にも多面的機能を発揮し、市民の生活を支える重要な役割を果たしています。

福岡市の農業者は新鮮な野菜等を市民に提供していますが、どれだけの過程や労力を経て農畜産物が消費者の手元に届くのかについて市民へ周知することが大切であり、農業そのものの仕組みや、農業が果たす多様な役割についての理解を促進していく必要があると考えています。生産者は消費者により理解してほしいとも考えており、相互理解を深めるためにも市内の農畜産施設等を活用するなど「農業教育」に取り組むことが必要となります。

そこで、生産から出荷に至るまでの農畜産業の営農活動に関し、市民の理解を促す「農」に関する情報発信を充実させ、農業・農地の多面的機能について理解がより深まるよう取り組みます。

【主な施策・取り組み】

- ・ 農業の多面的機能に関する理解促進（農業への理解）
- ・ 市民農園拡大推進
- ・ 農林業ふれあい施設の管理・運営

油山市民の森、油山牧場、花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園（今津、立花寺）



油山牧場



油山市民の森



花畑園芸公園



市民リフレッシュ農園（今津）

第3節 5年後の目標

「意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化」に向けて、5年後の目標を設定します。

〔多様な担い手の確保と育成〕

①新規就農者数 （単位：人）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（累計目標値）	8年度－2年度
新規就農者数	28	178	150

※新たに農業経営を開始したもの。（農家の子弟継承及び見込の者を含む。）

②スマート農業の導入数 （単位：件）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（累計目標値）	8年度－2年度
導入数	12	36	24

※新たにスマート農業を取り入れた件数（福岡市が把握した件数）

③ECを活用し販路拡大に取り組んだ農業者数 （単位：件）

	令和3年度（現状値）	令和8年度（累計目標値）	8年度－3年度
農業者数	10	30	20

※新たにEC（電子商取引）を活用し販路拡大に取り組んだ農業者数（福岡市が把握した件数）

④女性農業者の割合 （単位：％）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（目標値）	8年度－2年度
女性農業者の割合	38.8	42.7	3.9

※福岡市農業協同組合の正組合員数における女性の割合

⑤農福連携「農」×「福」マッチング数 （単位：件）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（累計目標値）	8年度－2年度
マッチング	1	7	6

※福祉事業所等により取り組まれた件数（福岡市が把握した件数）

【農地の保全と生産基盤の整備】

⑥農業生産額

（単位：百万円）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（目標値）	8年度－2年度
総生産額	5,947	6,855	908

※野菜、果樹、花き、米、畜産、その他の合計

※野菜、果樹、花きについては、卸売市場（市内及び市外）での取扱金額を基に、各年の国産青果物の卸売市場経由率（80～85％）から算定したもので、加工、自家消費等は含まない。ただし、米については、需給調整による作付面積（実績値）を基に算定した生産量に販売単価を乗じて算定したもので、自家消費等を含む

⑦生産緑地指定面積

（単位：ha）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（累計目標値）	8年度－2年度
指定面積	2.5	2.8	0.3

⑧中心的な担い手への農地集積

（単位：ha）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（累計目標値）	8年度－2年度
集積面積	502.7	562.7	60.0

※認定農業者などの担い手に対して農地を集積した面積（農地利用集積累計値）

⑨耕作放棄地面積

（単位：ha）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（目標値）	8年度－2年度
耕作放棄地面積	338	325	△13

【消費拡大、地産地消の推進】

⑩市内産農畜産物を使用した加工品開発

（単位：品）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（累計目標値）	8年度－2年度
開発商品数	39	51	12

※農産物ブランド創出・販路拡大事業等により開発・販売した加工品

⑪うまかもん認定店における市内産農林水産物の使用が増えた認定店の割合

（単位：％）

	令和2年度（現状値）	令和8年度（目標値）	8年度－2年度
使用割合	19	90	71

※使用割合が増えた認定店舗率で、現状値は令和2年の数値

〔食の安全と食育の推進〕

⑫学校給食の市内産農産物利用割合 (単位：%)

	令和 2 年度（現状値）	令和 8 年度（目標値）	8 年度－ 2 年度
野菜	24.5	32.4	7.9

※小学校における主要 18 品目の重量ベースで初期値は令和 2 年度の数値

〔地域の特性を活かした魅力ある農村づくり〕

⑬農業所得金額 (単位：千円)

	令和 2 年度（現状値）	令和 8 年度（目標値）	8 年度－ 2 年度
農業所得金額	3,308	3,800	492

※現状値は、「福岡市農家所得実態調査（令和 2 年度）」に基づく専業農家の平均値

〔農と都市の交流促進〕

⑭過去 3 年間に農業と身近に接した経験がある市民の割合 (単位：%)

	令和 2 年度（現状値）	令和 8 年度（目標値）	8 年度－ 2 年度
市民の割合	59.4	67.0	7.6

※現状値は、「令和 2 年度 市政に関する意識調査」に基づく数値

⑮ふれあい施設の利用者数 (単位：人)

	令和 2 年度（現状値）	令和 8 年度（目標値）	8 年度－ 2 年度
利用者数	313,400	387,800	74,400

※花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園

⑯福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合 (単位：%)

	令和 2 年度（現状値）	令和 8 年度（目標値）	8 年度－ 2 年度
市民の割合	73.7	85.0 以上	11.3

第4節 作目別の振興方向

1 野 菜

福岡市の都市型農業の中心的な作物として、施設の整備による生産拡大や、機械化等の導入による省力化を図ることにより、収量・品質の向上や低コスト化を推進し、収益性を高め、安全・安心な市内産野菜の消費拡大・地産地消及びPRに努めます。

（1）施設化・機械化及びAI・IoT等を活用したスマート農業の推進

園芸ハウスの整備や機械化等の推進により省力化・省エネルギー化を行い、収量・品質の向上や低コスト化を図ります。また、生産性の向上を図るため、環境制御技術などの先端技術の実証を行うとともに導入を進めていきます。

（2）野菜の安定供給及び消費拡大

生産安定事業を引き続き実施し、安定供給と経営の安定を図るとともに、イベントや市政により、ホームページ、SNSなどの広報手段を活用し、最新情報や魅力など福岡市の農や食に関する情報を発信することにより、新鮮な市内産野菜のPRと消費拡大・地産地消に努めます。

（3）安全・安心な野菜の供給

作物の安全性の向上などの農業生産工程管理（GAP）への取組み等を推進することにより、安全・安心な市内産野菜の信頼性の確保を図るとともに、将来的に持続可能な農産物の供給の実現に努めます。また、温度管理可能な密閉式の定温卸売場の充実によりコールドチェーンに対応した青果市場「ベジフルスタジアム」を通して、高度な品質管理等により安全で安心な野菜を市民へ供給します。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
ほうれん草	入部、内野、今宿
ブロッコリー	入部、金武、壱岐、今津、周船寺
小松菜	今津、元岡
いちご	志賀、金武、今津、周船寺、元岡、北崎
すいか	北崎
しゅんぎく	入部、内野、元岡
キャベツ	入部、周船寺、北崎
かぶ	金武、北崎
トマト	元岡
だいこん	金武、北崎



いちご



だいこん

2 花 き

野菜とともに福岡市の都市型農業の中心的な作物であり、消費者ニーズを反映した高品質・高付加価値な生産を推進するとともに、PR 活動や教育現場での花育などにより、市内産花きの消費拡大に努めます。

（１）高品質・高付加価値な花きの生産

施設の整備を推進し、高収量・高品質化や省力化等を図るとともに、価格安定対策に努め、効率的で安定した生産の確立に努めます。

花きの流通に関する情報収集に努め、市場評価の高い花きの需要に応じた計画出荷を推進します。

農協や市場等と連携し、特色ある優良品種の導入やブランド化を推進することにより、産地間競争に負けない花づくりに努めます。

（２）市内産花きの PR 活動・消費拡大

実際に花に触れることで花きの魅力を伝え、関心を高める花育推進事業や、イベント開催時における花きの PR 活動を行うなど、積極的に市民への情報発信を行うことで、市内産花きの消費拡大に努めます。また、海外への販路拡大に向けた、市内産花きの海外プロモーション事業に取り組んでいきます。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
ユ リ	北崎
フ リ ー ジ ア	
カーネーション	
トルコギキョウ	
ガ ー ベ ラ	
菊	
ス ト ッ ク	元岡、北崎
バ ラ	



バラ



トルコギキョウ

3 水 稲

福岡市の全作付面積の約67%を占める中心的な作物であり、市民の主食であり食文化の基礎でもあることから、消費者のニーズを踏まえた安全・安心で品質に優れた米作りを推進します。

（1）消費者ニーズに応える米作り

市民の主食である米の安定的な生産と供給を図るとともに、消費者のニーズを反映した、高品質で食味の良い米作りを推進します。

（2）大消費地を活かした販売

各種イベントによるPRや生協など大口顧客との連携を推進するとともに、学校給食への供給や消費者との交流会などによる市内産米の理解促進を図り、地産地消の拡大に努めます。

（3）環境に配慮した米作り

減農薬・減化学肥料栽培、畜産堆肥・緑肥の活用等により環境負荷を低減し、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い米作りを推進します。

（4）作業の効率化と生産コストの削減

高齢化に伴う農業者の減少に対応しながら稲作が継続的に実施できるよう、トラクター等の農業機械の共同利用や、ライスセンター等の共同施設の活用を促進するとともに、地域の担い手等による作業の受託組織づくり、農地の集積を支援し、作業の効率化と生産コストの削減を図ります。

（5）主食用米の生産調整

米価の安定には需要に応じた生産が必要であるため、主食用米の需要減に対しては、生産者の経営安定に資する作物への転作を図ります。また、過剰な米の生産抑制や、米以外での水田の有効活用により、米価の安定化と生産者の経営安定を図ります。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
米	入部、脇山、内野、金武、壱岐、今宿、今津、周船寺、元岡、北崎
麦	壱岐、周船寺、元岡



米

4 果 樹

果樹については、省力・低コスト技術の導入を推進するとともに、農薬の効率的な使用や生物防除策を取り入れることにより、安全・安心への取組みを推進します。

また、直売所の活用や加工品開発などによる販路の拡大を図るとともに、観光農園の推進など経営の多角化を推進します。

（1）かんきつ類・びわ

志賀、能古、北崎など準無霜地帯に産地が分布する「かんきつ類・びわ」については、従事者の高齢化に対応するため、担い手への樹園地の集積、剪定による低木化、除草省力化のための園地草生栽培や省力栽培品目の導入を推進するとともに、加工品開発などによる販路の拡大を推進します。

（2）ぶどう

金武、今宿、席田などに産地が分布する「ぶどう」については、省力化を行うとともに適正管理による高品質生産を推進します。また、消費者ニーズに対応した高付加価値品種の導入に努めるとともに販路の拡大を図ります。

（3）果樹経営の多角化

地域の魅力を高める特産物を育て、直売所での販売、もぎとり園やオーナー制度など観光農園としての経営を推進するとともに、地域の観光・飲食業など他産業との連携強化を図ります。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
甘 夏 柑	志賀
ぶ ど う	金武、今宿
び わ	志賀
い ち じ く	金武、周船寺



甘夏柑

5 畜 産

畜産については、都市部と調和のとれた畜産業の振興を図るため、周辺環境への影響低減を推進するとともに、家畜排せつ物の有効利用による資源循環型畜産や、安全で良質な畜産物の安定的な生産を推進します。あわせて畜産業に対する市民の理解促進、消費拡大に努めます。

（１）環境に配慮した畜産の推進

生産施設の臭気対策等の促進により、周辺環境に配慮した畜産の推進に努めます。

（２）耕畜連携による資源循環型畜産の推進

良質な堆肥の生産を進め、稲わらと堆肥の交換等による耕種農家の堆肥利用を促進し、資源循環型畜産の推進に努めます。

（３）安全で良質な畜産物の安定的な生産

国産自給粗飼料の品質向上、畜舎における衛生対策の徹底等により、安全で良質な畜産物の生産を推進します。また、家畜伝染病の対策として、農家に対し日常の予防対策の啓発を行うとともに、関係者との情報共有や連携強化により、万一の発生に備えた初動防疫体制づくりに努めることで安定的な畜産物生産を推進します。

（４）畜産経営の安定

施設整備等を推進し、生産性及び収益性の向上を図るほか、国産自給粗飼料の生産拡大、耕畜連携による飼料用米の稲わら利用や WCS 用稲の作付を推進し、生産コストの低減を図ります。

（５）畜産業に対する市民の理解促進・消費拡大の推進

各種イベントによる PR や油山牧場における家畜とのふれあい体験等により、市民の理解促進と消費拡大を推進します。

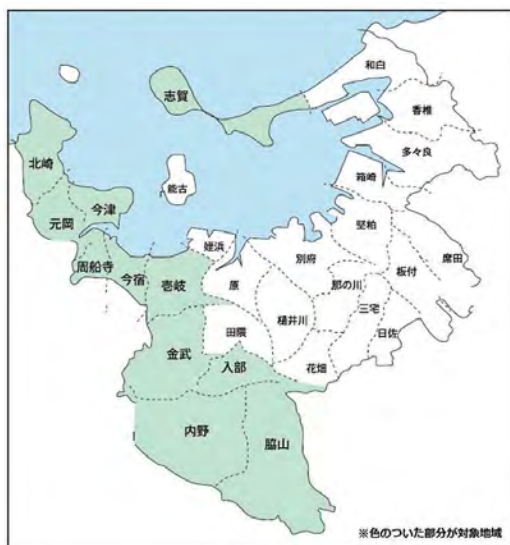
主な生産物		主な地域（農業振興地域が指定された地域）
牛	乳	入部、脇山、内野、元岡
肉	用 牛	今宿、元岡
鶏	卵	北崎



第5節 地域別（農業振興地域が指定された地域）

	販売農家戸数（戸）			農業従事者数(人)			農地面積（ha）		
	平成27年	令和２年	令和２年 /平成27年	平成27年	令和２年	令和２年 /平成27年	平成27年	令和２年	令和２年 /平成27年
志賀	23	13	56.5%	58	30	51.7%	153	92	60.1%
入部	94	76	80.9%	242	204	84.3%	153	152	99.3%
脇山	71	63	88.7%	201	139	69.2%	189	187	98.9%
内野	101	61	60.4%	251	147	58.6%	180	171	95.0%
金武	129	104	80.6%	328	241	73.5%	240	234	97.5%
壱岐	93	69	74.2%	240	169	70.4%	77	68	88.3%
今宿	36	27	75.0%	90	63	70.0%	83	74	89.2%
今津	42	24	57.1%	130	61	46.9%	137	135	98.5%
周船寺	66	56	84.8%	198	164	82.8%	118	106	89.8%
元岡	148	111	75.0%	408	277	67.9%	400	388	97.0%
北崎	95	76	80.0%	283	215	76.0%	435	429	98.6%

資料：販売農家数及び農業従事者数（平成 27 年 2 月 1 日及び令和 2 年 2 月 1 日）
 （2015 及び 2020 農林業センサスによる数値）
 農地面積（平成 27 年 1 月 1 日及び令和 2 年 1 月 1 日現在）
 認定農業者数（平成 28 年 4 月 1 日及び令和 3 年 4 月 1 日現在）



脇山の棚田

認定農業者数（経営体）			主要作物
平成28年	令和3年	令和3年 /平成28年	
5	3	60.0%	いちご、びわ、甘夏柑
23	21	91.3%	米、キャベツ、しゅんぎく、ブロッコリー、えだまめ、ほうれん草、かつお菜
4	5	125.0%	米、かつお菜、茶、生乳
3	2	66.7%	米、たけのこ、ほうれん草、しゅんぎく
5	8	160.0%	米、ぶどう、いちご、だいこん、かぶ、ブロッコリー、かつお菜、えだまめ、いちじく
11	11	100.0%	米、青ねぎ、ブロッコリー、かつお菜
9	6	66.7%	米、ぶどう、ほうれん草
17	18	105.9%	米、いちご、青ねぎ、小松菜、ブロッコリー
15	16	106.7%	米、麦、青ねぎ、いちご、キャベツ、ブロッコリー、いちじく
60	55	91.7%	米、いちご、しゅんぎく、小松菜、トマト、れんこん、バラ、生乳、中晩柑
53	45	84.9%	だいこん、米、すいか、キャベツ、かぶ、菊、トルコギキョウ、バラ、ストック、ガーベラ、鶏卵、いちご、中晩柑

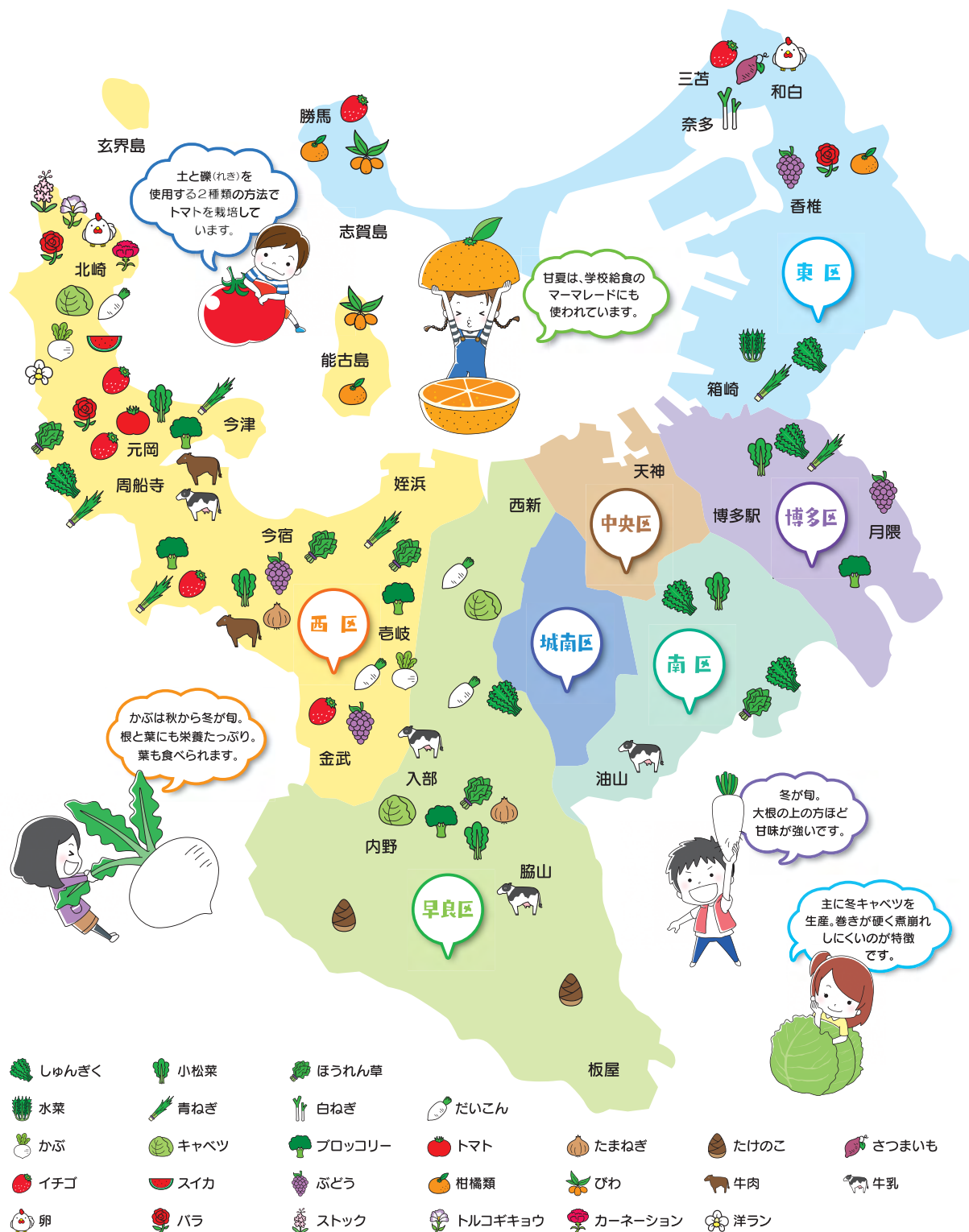


中山間部に広がる農地



北崎の大根畑

農畜産物産地マップ





博多あまおう

＜あかい・まるい・おおきい・うまい＞が特徴の「博多あまおう」。「甘い王様」の名にピッタリ！ビタミンC、カリウム、食物繊維も豊富です。11月から5月頃まで生産・出荷されています。



米

福岡市内の生産者は「安全・安心・環境にやさしい」稲作栽培に取り組み、地域の環境保全に努めています。福岡市自慢の美味しいお米「博多米」をご賞味ください。



しゅんぎく

茎までやわらかく、あくも少ないので、鍋物はもちろん、サラダまで手軽に美味しく楽しめます。冬場のビタミン補給には最適な緑黄色野菜です。年間を通して生産・出荷されています。



博多和牛

博多和牛は、福岡県内の「博多和牛生産者」として登録された農家が、福岡県内産の稲わらを主食とした良質な飼料を与え、大切に育てた和牛で、柔らかでジューシーな美味しいお肉です。



小松菜

しゃっきりとした茎の歯ごたえ、あっさりした味わい。おひたし、炒め物、漬物と幅広く利用できます。カルシウムの含有量は野菜のなかでもトップクラス。年間を通して生産・出荷されています。



福岡県産100%の牛乳を使用した乳製品

福岡県産の生乳は、風味豊かでコクのある美味しさです。美味しさを存分に味わうことができるバター、パンナコッタ、アイスクリームを取り揃えています。



ほうれん草

古く明治の頃から栽培され、和え物、鍋物などで美味しく楽しめます。各種ビタミン・ミネラル類が豊富で、鉄分は牛レバーに匹敵、食物繊維も豊富です。年間を通して生産・出荷されています。



バラ

福岡県は全国有数のバラの産地。中でも福岡市西区元岡、北崎地区では一年を通して約300万本という県内トップの出荷量を誇っています。福岡市の花の中でも、生産量・額ともに主役の花です。



ねぎ

根深ねぎ（白ねぎ）は、肉厚で糖質を多く含み、冬の味覚として欠かせません。青ねぎは、細く、やわらかく、熱を加えると甘みが出ます。根深ねぎは夏と冬、青ねぎは年間を通して生産・出荷されています。



ストック

西区北崎地区では、冬でも温暖な気候を活かし、秋から春にかけて約150万本を出荷しています。香りのよい花を咲かせ、開花期も長いことから、フラワーアレンジメントにもよく用いられます。



トマト

栄養価が高く、リコピンも沢山含まれています。うまみ成分であるグルタミン酸を多く含み、生のままはもちろん、焼いても煮ても美味しくいただけます。10月から6月頃まで生産・出荷されています。



トルコギキョウ

西区北崎地区では春から秋にかけて約100万本を出荷。凛として可愛い一重咲きや一本でも存在感のある八重咲きなど、色や形の種類の豊富さが魅力の花です。

資料：福岡市農畜産物消費拡大推進協議会

第3部 林業

第1章 森林・林業を取り巻く情勢

(1) 社会情勢や市民意識の変化

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」への関心が社会全体で高まっています。森林の多面的機能はSDGsの様々な目標達成に貢献しており、注目を集めています。

国内においても、脱炭素社会の実現が喫緊の課題とされ、近年の集中豪雨による土砂災害の頻発も相まって、森林保全への関心が高まっており、NPOや企業等、多様な主体による森林の整備や保全活動が行われています。

それらを背景に、建築等への木材利用は目ざましく進化しており、CLT（直交集成板）や木質耐火部材など新たな木材製品による木造の中高層建築物の増加、公共建築物のみならず商業施設における木造化・木質化の取組みの進展など、従来にない変化が生じています。

他方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、森林レクリエーションの需要が高まっており、森林を活用した観光・レジャー施設は一時的なアウトドアブームに留まらず各地で定着し、さらに、ワーケーションなど新しいニーズに応じた施設も整備されています。

(2) 森林・林業の現状

国内の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎え、一般的な伐採適齢期である50年生を超える人工林面積は10年前の2.4倍に増加し、その蓄積量も増大しています。

国産材の供給量は平成14年の1,692万m³から増加傾向にあり、令和2年は3,115万m³となっています。需要面では、SDGsや環境問題への関心の高まりを背景に、非住宅・中高層建築物などこれまで使われていなかった分野における木材利用が注目されてきていることや、木質バイオマス利用の推進等により、木材利用量は増加傾向にあります。

このため、国産材の生産については、需要に応じて安定的に供給する体制づくりや人材確保、スマート林業の推進など、生産性の向上が課題となっています。

（3）国の動き

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月策定、令和2年12月改訂）や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定、令和2年12月改訂）のなかで、林業の成長産業化が明記され、地方創生に寄与しうる産業として、林業及び木材産業への期待が高まっています。

新たな森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指しています。

平成31年4月1日に「森林経営管理法」が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度がスタートしました。

また、平成31年3月には「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年から全ての市町村と都道府県に対して、森林環境譲与税の譲与が始まりました。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、幅広い用途が認められており、森林経営管理制度とあわせて、これまで放置されてきた森林の整備が進むことが期待されています。

第2章 福岡市森林・林業の現状と課題

第1節 前計画の総括

前計画「福岡市農林業総合計画」（平成29年度～令和3年度）では、林業分野の目標として「都市の魅力を支える森林づくりと森林資源の循環利用による林業の活性化」を掲げ、重点的に取り組む施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

森林環境整備事業（荒廃森林整備事業）による間伐等整備については、近年、境界不明瞭などの理由により整備面積が減少傾向にあるため、境界明確化に取り組むことにより、整備を推進していく必要があります。

市民とつながる森林づくりについては、屋外活動に対する需要や環境意識の向上により市民の森林へのニーズは高まってきているため、今後、それらニーズに応えうる森づくりや、森林保全の必要性の啓発に取り組む必要があります。

効率的な作業道等の整備による利用間伐を実施することで、木材生産の低コスト化による林業のビジネス化を推進する林業資源ビジネス化プロジェクトは、平成28年度から取り組んでおり、これまでのノウハウの蓄積により一層の収益向上を図る必要があります。

小中学校や公民館など一部の公共建築物においては内装木質化への取組みが進んでいますが、全庁的な木材利用への波及には至っていません。地域産材については、流通体制が確立していないため、大規模な施設の整備への材の供給が困難であり、生産者等と連携した供給の仕組みづくりの構築に取り組んでいます。

結果としては、数値目標に掲げた5項目のうち、平成28年度の実績と比較して、「長期間手入れがなされていない森林の再生」など2項目は未達成となりましたが、「油山市民の森利用者数」や「林道及び森林作業道等整備延長」など3項目については概ね目標を達成しました。

（資料編 第1 福岡市農林業総合計画（平成29年度～令和3年度）における5年後の目標の進捗状況 参照）

第2節 現状と課題

（1）森林の保全・再生

平成20年度より開始した森林環境整備事業（平成29年度までは荒廃森林整備事業）は、福岡県森林環境税を活用し、毎年、間伐等の整備を実施していますが、近年は、境界不明瞭や、持ち主の特定が困難であるなどの理由により、整備面積が減少傾向にあるため、適切な整備が行われるよう、境界の明確化に取り組む必要があります。

森林が公益的機能を発揮するために、適切な経営管理が行われていない森林の所有者を対象に意向調査を実施する等、森林経営管理制度を推進していく必要があります。

松くい虫被害対策については、薬剤散布などの予防や被害木の林外搬出等により、平成24年度をピークに被害は減少していますが、引き続き国・県・福岡都市圏など関係機関が一体となった防除に努める必要があります。また、抵抗性松苗の植林など、地域との共働による松林の保全・再生への取り組みが必要です。

また、近年の集中豪雨の頻発に対応し、土砂災害の発生を防止するため、治山事業の推進や土砂災害に配慮した森林整備を行っていく必要があります。

市営林によるカーボン・オフセットについては、全国的に多くの自治体に取り組んでいることから供給過剰傾向にあります。脱炭素社会の実現に向けて、福岡市が取り組む2040年度を目指したチャレンジにも寄与するため、引き続き、新規販売先の確保に取り組む必要があります。



適切な間伐が行われず
荒廃した森林



集中豪雨による林道の土砂災害

（2）市民と森林のかかわり

令和2年度に実施した市政に関する意識調査結果によると、森林の役割について、地球温暖化の緩和や土砂災害防止への期待が大きくなっています。

一方、木材の生産・供給や水源涵養^{かん}についての関心は低く、木を使うことが森林整備に結びつくことや、森林が山・川・海の豊かな水循環を育んでいることへの理解が進んでいないことが分かります。

幅広い世代の市民が、森林での活動や木材とのふれあいを通じて、森林を身近に感じることができるよう、市民が求める森づくりを行っていく必要があります。

スギ・ヒノキ等の花粉によるアレルギーに対し、着実に対策に取り組む必要があります。

開園50周年を迎えた油山市民の森については、施設の老朽化や多様化する市民ニーズへの対応などの課題に対し、魅力ある施設となるよう、再整備に取り組んでいます。

さらに、森林について、都市部の市民の理解者、協力者を増やすため、NPO等による森林づくり活動の支援や出前講座等による情報発信に加え、森林での作業体験や森林・林業について学習する機会の提供、木育への取組みなど、普及啓発を推進していく必要があります。

（3）林業の生産基盤

林業の重要な生産基盤である林道や作業道については、令和2年度末に整備を完了した森林基幹道「早良線」等、主要な林道を軸とした路網整備の検討を、関係者と協議していく必要があります。

一方、管理している林道の約半数が開通後60年を経過しており、補修や長寿命化の対策に取り組んでいく必要があります。



森林基幹道「早良線」

森林所有者の高齢化や相続による世代交代により、森林の場所や境界を知らない所有者が年々増加していることから、平成28年度の森林法改正に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳を作成し、令和元年度より運用しています。

本市においては、林業従事者の比率が0.01%と低く、森林整備を持続的に担っていくことのできる人材の確保が必要です。様々な担い手の育成や技術力向上、集約的な施業方法の確立などに取り組む必要があります。

（４）持続可能な林業経営の確立

（ア）森林経営

市内の小規模零細な所有規模では、個々の森林所有者が効率的な森林整備を実施することは困難であり、林業生産を継続的に展開していくには、施業の集約化が不可欠であるため、森林経営計画の策定や森林経営管理制度に基づく意向調査を実施し、意欲と能力のある林業経営者への委託などを推進していく必要があります。

また、土地所有者と市が契約を締結し、スギやヒノキなどの森林を市が管理する分収林制度については、森林の状況や所有者の意向に応じて契約延長による長伐期施業や利用間伐の実施など、適正な管理と収益化の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

市営林において、利用間伐を推進し、計画的に木材供給を行っていくための林業資源ビジネス化プロジェクトについては、ノウハウの蓄積によりさらなる低コスト化に努め、収益の向上を図る必要があります。

（イ）地域産材の利用促進

平成 25 年 10 月に策定した「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」をより実効性のあるものとするため、令和元年度に「福岡市公共建築物等木材利用ガイドライン」を策定し、公共建築物の建築等に携わる職員への研修や庁舎の木質化を進めています。

しかしながら、まとまった量の木材を活用して施設整備を行う場合に、材の調達に時間を要することがあること、建築物の木造化・内装等の木質化に関する正しい知識を有する建築士が少ないことなどにより、全市的な木材利用への波及につながっていないのが現状です。

市内産木材の利用については、原木市場への出荷が中心である従来の流通体制に加え、木材の生産者・加工業者・需要者等と連携し、地域産材の流通の仕組みづくりに取り組んでいます。

森林資源を有効に活用する観点から、建築用資材とならない伐採木を木質バイオマス発電施設に燃料として供給しています。



福岡市公共建築物等
木材利用ガイドライン
(令和元年度)
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/nosui/shinrin-rinsei/life/koukyoukentikubututou.html>